

に、洋務論から變法論への展開過程において、著者は洋務論の自己分裂について言及しておられる。おそらくこうした觀點が、特にこの過程の分析に迫力をもたせているのである。それは、洋務論の中に含まれる幾つかの可能性が、その「自己分裂」を通じて、やがて變法論という現實を生み出して行く過程でもある。しかし變法論もまた「自己分裂」を経験しないであろうか。あるいは革命論は「自己分裂」しないであろうか。行論の中にみる限り、この兩者について、こうした視角は必ずしも十分に生かされているとは言いがたい。もしこの視角が曖昧であるならば、思想の流れは、容易に時代の流れの中に埋没し、また思想過程は事實過程の中で、その姿を稀薄にする。したがって逆に、ここでは、段階的規定そのものが硬化して、きわめて形式的な基準をもつて各思想が截斷される、それなしとしないのである。

私は、著者の「即物的」な研究態度の中から、多くの教えを學びとることができた。世の中には、意味づけばかり試みて、甚だし見當違いをおかす者もある。けれども私は、特に思想研究の場合、「即物性」の中にもまた、一種のそれ自體がもつ矛盾が存在し得ること、したがって、素材から問題を抽出し、再びそれを素材へと還元し直すという不斷の操作が、「即物性」自身のためにも常に必要であることを、時として感ずるのである。かつて本誌は、ヘーゲルを引いて「意見の集積としての哲學史」を問題とされたが(十二卷、一號、編輯後記)、われわれもまた、本書の成果を、今後一層、發展させて行くために、あらためて、こうした點を考慮しておいてもよいように思われる。著者の御研究に對して、心からの敬意を表しながら、本書をめぐる若干の問題點を摘記して、筆を擱く。

(野村浩一)

中國古代の社會と國家

増淵 龍 夫 著

昭和三年二月 弘文堂發行
本文 四五二頁

本書は著者の一九五一年から五八年までの論文集だが、序論の「中國古代社會史研究の問題狀況—學說史的展望」だけが本書のために一九五九年にかきおろされた。本書に對する書評としては「史林」四三卷四號(一九六〇・七)に河地重造氏が、「歷史學研究」二四四號(一九六〇・八)に五井直弘氏がすでにかいている。河地氏は、本書の序論に立派な學說史展望があるにもかかわらず、もう一度自己の展望から説きおこして學界における本書の地位を明らかにし、全篇の簡略な紹介をし、將來の問題點にまで論及してある。五井氏は著者が任俠的習俗を社會史の大問題としてとりあげたのは、現實の生活に結びつかないような學徒の實踐意識のあり方に對する著者の批判がその動機だろうと考えている。私にいえそうなことはみな先に

らざるなき雄篇の連續であつて、宇都宮氏ならずとも本書にはかぶとを脱がないわけにはいかないのである。かなわぬまでも一太刀ぐらひはむくいられないものかと少しは原典などにもあたつてみはしたものの、所詮相手にはかすり傷をおわせただけで逆にこちらがふかでを受けるのがおちだと悟つた。それほど本書はがつちりした内容をもつてゐる。

學問的には、このようにまつたく申し分のない著書ではあるが、それならもし著者と同じような恵まれた學者的環境にいたとしたら私じしんも著者と同じような問題意識をもち、同じように論述を展開するかどうかと自問してみた。するとそこには若干のセンスのちがひがあることに氣がついた。そのちがひは多分私の十四年間の田舎生活からくるのではないかと思つてゐる。宇都宮氏と同じような讃辭の連發よりは、田舎者のみた本書の感想といつたものの方がひよつとすると讀者の興味をひくかもしれないと思つて、恥をも顧みず妄言を連ねてみることにしよう。

著者は春秋中期から中國の社會に一つの新しい要素が發生したといふ。従前の氏族の社會の成員を結びつける紐帶が血縁だけであつたのに對して、血縁關係以外の個人と個人との結びつき、すなわち新しい人的結合が生じ、この新しい紐帶こそが社會を變貌させ、延いては漢帝國を作り出す一つの原理になると説明する。

第一編第一章「漢代における民間秩序の構造と任俠の習俗」 人的結合の一つの表われは任俠の習俗である。これが發達すると戰國時代の四君のような團體にまでなる。それは公的な政治權力の範圍外で社會の秩序を形成する。このような秩序は上からの國家權力な

どちがつて民衆の生活に深く根ざした社會秩序だといえる。およそこんな風なことが第一篇から第二篇にわたつてくり返しのでてゐる。史記の游俠列傳は游俠の美談集であつてなかなか面白い。だがしまいの方に史記は「これよりのち俠をなすもの極めて多けれども、敖（傲慢）にして數うるに足らず」といい、また「北道の姚氏……の徒のごときに至りては、これ盜跖（大盜の名）の民間における者なるのみ」といつてゐる。美談の主は少くて悪い奴が多いのが實狀だつたらしい。著者のいうようにこういう連中が民間秩序の一方の擔い手だつたとしたらその秩序なるものは良民にとつてはさぞかしいやなものであつただろうと思われる。もともと遊民なのだからやとい手があればそこへ寄食するが、そうでないばあいは農民からのかすりで食わなければならぬ。つまり支配者の卵である。著者のいうように、ひろく社會にゆきわたり、直接農民に接してゐる點からすれば「社會に深く根を下している」ことはその通りだろうが、本質的には支配者と變るところはない。中央政權のがわからすればそれは民間に發生したもの、民衆のがわのもの、利用すべきボ

對して私のもつているイメージとそれほど食いちがわない。ただ私のイメージでは、農民は游俠なしにでもやつていけるが、巫なしではやつていけない。農民が俠に頼ることがありとすればそれはもつと悪い外からの侵害を防いでもらうぐらいのことであろう。一方農民が巫に頼らざるを得ないのはすべてのたたりと災いについてであり、古代には生活はたたりと災いで充滿していたのだから、巫はまさに農民の生活に根ざしているものだといえる。その巫が時には游俠と結んで一勢力を作つたり、時には自分じしんが游俠化することとは十分ありそうなことである。それにしても不思議でならないのは著者の筆は必ず農民の敘述の一步でまえてふつとりとぎれることである。たとい著者の行論に直接關係はなくても、たとい史料はなくとも、ここで一寸農民のがわからずも考えてほしいなと感ずることがいく度あつたか分らない。著者が異常な情熱を傾けて調べあげた人的結合關係なるものが農民にとつてよりよきものとなるのか、より悪きものとなるのか。こういう點をよけて通れるようになっていゝ著者の問題意識の構造はどうも私のそれとは質的にちがうのかもしれない。

第一編第三章の「墨俠」は墨家の集團そのものは面白いのだが、著者のこの章の出來榮えは私にとつてはあまりすつきりしない。著者のいう人的結合關係と墨家の兼愛説との關係は明快であるが、ひつかかるのは墨家が同時に天子專制の法的秩序を認める——と著者は考える——點である。私は「墨子」をよんだわけではないが馮友蘭の「中國哲學史」の知識を借りると、墨家は儒家よりひとまわりあとに起つた學團で、儒家が周制をかつぎ上げたのに對抗して夏制を

もち出したのだという。これは賢いやり方だ。夏のような古くてはつきりしないものからは、民衆の好きな鬼神でも、君主のよろこびそうな專制形態であろうが法的思想であろうが何でも引き出せるからだ。後起の回教の教義が宗教思想的にも政治思想的にもすつきりした形をとれたのやや似ている。賢い墨家が當時の君主たちの意をはかつて天子を法皇化したり、法治主義を加味するのは當然である。著者はその問題提示において、民國いらいの墨子に對する二様の評價を對照的にかかげている。その一つは墨子の思想をもつて「民衆の立場にたつて貴族の世襲權力や貴族文化を反撃する革新思想と解する」評價であり、民國時代の梁啓超・馮友蘭と最近の「中國思想通史」第一巻はこれに屬する。いま一つは郭沫若の墨子批判で、墨子を專制的反動思想とする評價である。著者は集團としての墨家からは任俠的な人的結合關係と法による強制的統制とを抜き出し、思想としての「墨子」の中からも同様の二つの觀念を抽出した。そして上述の二様の評價とからみ合せて、この二つの要因をば「一見矛盾するもの」という風にみなして

本として墨子を調べ出したところ、それとはおよそ反対の法的強制という厄介なものが墨子に共存していたということなのではないかと私は想像している。それならばその法的強制の方を調べてみようというので次の「約」の研究になったのだろう。こういう風に研究が展開してゆくのならそれはいいことにはちがいないが、どうも私などにはいささかまわりくどい感じがしないでもない。

ここでまた著者と私のセンスのちがいをのべさしていただきたい。私は、上述の私の墨家観でもお分り下さると思うが、例えば墨子を問題にするばあい私が墨子ならどうするかと空想する。この學團は儒家のような浮草稼業では困る。集團の自活、集團の自衛が是非必要だ。また學團はあわよくば孔子がねらつたようにどこかの國君にやとわれてその理想を實現してみせたい。それが駄目でもせめて有能な遊説の士を送りださなければならぬ。學團は儒家を克服するような明快なスローガンをかけて多くの士を集めなければならぬ等々といったぐあいである。創價學會がやるように集團の發展のためにはあらゆる工夫をこらし、何でもとり入れなければならぬ。こういう空想から出發する私にとっては増淵氏が矛盾と感ずるようなことも一向矛盾でなくなる。私は田舎でささやかな學團を作つたことがあるのではつきりした一つのイメージがあり、空想のたねにはこと缺かない。イメージといえば増淵氏のイメージは私にとつてはどうもややもやしている。これだけたくさんの材料を集めながらどうしてもつとはつきりしたイメージが出てこないのだろうかとふしぎなくらいである。増淵氏にとっては事例は自分の論文の結論に奉仕しさえすればいいのだらうか。一つ一つの事例が一つ一つ

の現實であつたのだというところに歴史と文學のちがいはあるのではなかつたのだろうか。短い描寫で讀者に事例の現實感を訴えることは必ずしも容易ではないがその心掛けだけはもちたいものだと私じしんは思っている。それとは一寸ちがうが、著者が年代に對してあまり敏感でないことも私は氣にかかる。的確な年代の指定が少く、敘述はしばしば數百年をとびこえるので、事例に對して同年代の背景を連想するのに讀者は骨が折れる。これは著者が歴史家であるよりはむしろゾチオロギストであるということなのだろうか。

第一編第四章「戰國秦漢時代における集團の『約』について」著者は法的拘束としての「約」のあらゆるケースを列舉し「約」が效力を示すためにはやはりそれを支える人的結合關係が必要だつたと言ふ。そして漢の劉邦集團は人的結合による任俠的集團ではあつたが、そこには同時に約（史料には現われないが）があつて團結を強固なものにしていたにちがいないと結論しようとする。周知のように一九四九年に西島定生氏が「中國古代帝國成立の一考察」を發表して漢の高祖集團

きさつを知らずに本書をよむと人的結合關係などはわれわれの眼のまえの自民黨や暴力團にだつてあるじやないかということになりかねない。著者がいくらか中國古代に「固有の」人的結合を説いても、その「固有」はぴんとこない。それはともかくこの約の研究は私には分りやすかつた。この章では田疇の約（二七一頁以下）の話のよな具體的な描寫があるので讀者はこのイメージに頼つて他の話をも推類することができる。それに私じしんも著者の論法にだいぶん慣れてきた。

第二編は中央集權國家の官僚の性格の分析である。第一章「戰國官僚制の一性格」と第二章「漢代における國家秩序の構造と官僚」とより成り、第三編は專制君主の經濟的基盤を探討という立場から、山林澤藪およびそれを開墾した君主の公田を調べた第一章「先秦時代の山林藪澤と秦の公田」と、君主の直轄地としての縣に着眼した第二章「先秦時代の封建と郡縣」とから成る。すでに頁數も少いので、以上のうち最後の一章だけについて、こんどは田舎者としてでなく後學の立場からの感想を少しのべてみたい。

河地氏の書評（史林四三・四）はこの一二〇頁餘の長篇をわずかに七行ほどで片づけた、というよりは敬遠してある。布目潮風氏は「法制史研究」第十輯（一九六〇・三刊）にこの篇だけの短かい書評をかいている。（私はそれを布目氏から借覽した）布目氏はこの長篇の要旨をわずかに半頁ほどに要約しているが、まことに手ぎわのいい要約である。要約の方はそれをみていただくことにして私は讀後感だけをかいてみよう。

布目氏も、著者は顧頡剛からヒントを得たのだらうというが、私

も、著者が顧頡剛に對する批判から出發しているにもかかわらず顧頡剛の影響の強いことを感じた。というのは顧氏は春秋の縣は君主の直轄地（秦・楚）と家臣に賜與された采邑（晋・齊）に二大別できると考えた。これに對して著者はそう簡單にはいかぬとして、顧氏が直轄地の例とした楚の申・息の縣は實質的には封建の様相をもつていたと反證する（四〇三頁以下）。この反證は成功したようだが、その次の節で著者が晋の縣を扱う視角は顧氏と同じく縣の性格は公邑か私邑かにしほられている。結論は「公から采邑を賜與された者が大夫を稱するのであるが、大夫は同時にその邑を公のために官守する者でもあつた」と、つまり直轄地・采邑の両面をもつていふことになつてはいるが、著者が顧氏の視角にこだわっていることは明らかである。しかし著者はこの見方を克服して次のような自分の見方を提出する。

封邑・封國と、縣との相違は、少くとも春秋時代においては

に外ならぬ一からいうと、支配形態研究から一步遠のいた感じさえうける。縣の規定を急ぐあまり一寸脱線した形であらうか。考證の方からいつてもわざわざ考證し難い迷路へ一步ふみこむことになりはしないか。私の乏しい經驗からしても、外面的な支配形態を調べることよりも、一つ一つの邑の内部組織を調べることの方が史料的にずっと困難なように思うからである。宗廟社稷が滅ぼされたら、氏族組織は破砕されたことになる、と著者はあつさり片づける（四二九頁）が、もし著者が顧頡剛氏を批判したと同じ程度のねばりでもつてこの問題を追求したら反證は容易に得られそうな氣がする。民を遷すことも同様で、屈強の男子の一部だけを遷すこともあり得る。必ずしも氏族組織ぜんぶが破砕されるとは限らない。（いちいち掲げないがこれらのことを私は多少の實例を思いうかべながらかいている）布目氏の書評もこの氏族秩序の破壊ということを郡縣化と平行して考えることの危険を注意しているが、私も同感である。

如上の結論に達するまえに著者は初期の縣は具體的には鄙と同じ意味に解すべきだと考證する。その中心の史料は齊侯鐘の銘文に「その縣二百」とあるものだが、これは左傳に「晏子に郕殿を與う、その鄙六十」とあるいい方と同じで鄙と縣はともに屬邑の稱であらうというわけである。いずれも齊の國での話で、齊ではその通りだったかと思えるが、この觀念を晉や楚の縣にそのまま適用できるかどうかは疑問だと思う。齊が領土をふやす地域は主に東方のいわば未開地域であるから、邑のようなまとまった都市は少かったにちがいない。したがってそれを支配する形態も晉が溫・原などを支配す

る形態とはおのずから異なるのが當然であらう。そう考えないと縣二百という大きな數は不自然でおさまりがつかないだらう。もし比較するならむしろ晉が新たに征服した戎の地域とでも比較すべきではあるまいか。著者があげた萊（山東省東北部）が著者のいうように「萊の公を頂點」とし「萊の諸侯は周邊の許多の屬邑をそれぞれ領していた」といったぐあいには一種の地方的統一をもっていた（四二九頁）かどうかさえ私には疑問である。

以上の二つは全篇中比較的大きい疑問點をあげてみたのだが、より小さい疑問はまだまだある。著者の調査對象になった河南溫縣の周邊について、それが殷末の田獵地であつたから溫縣にいた蘇國は殷に服事していたにちがいないと著者は推定する（三五三頁）。帝乙帝辛期に頻繁に行われた王の田獵地は河内をおいてほかになんというのは、なるほど今日までのところ有力な甲骨學者（郭沫若・陳夢家・白川靜）の説では

公から分離して、別の大夫にわけ與えることと解さなければならぬ」といふいい方をしている。この文章によると田・鄆・小邑は同じようなものだといふことになる。少くとも田と邑とは同義であるばあいが多いと著者はいう。はたしてそうだろうか。私が先般邦國や魯國のことを調べた経験によると左傳は邑・鄆・田を使いわけているとしか思えなかった。私の感じでは邑には貴族（大夫）かその家臣がいるが、田には農民しかいないといふ區別がありそうである。もつともこういう細かいことをいい出せば本篇ゼンたいがこの程度の部分品から成る構造物であるともいえる。そして先秦史ゼンたいがこの程度の部分品しかもたない未開發地域なのだから誰がやっても同じようなことにならざるを得ないだろうと思われる。本篇ゼンたいはいわば一つの探檢記録のようなものだ。讀者は、とにかく西周初から戰國時代までの邑・縣について一貫した道を開いてくれた著者に感謝しなければならぬ。調査の不備を埋めてゆくのは第二第三の調査隊のしごとである。（一九六〇・十・九 内藤戊申）

東洋史研究叢刊之七

中國隨筆雜著索引

佐伯 富編

本文 千百七頁 筆劃索引 三十四頁
定價 二千五百圓 國內送料は本會が負擔します。

本索引は先に刊行した中國隨筆索引の姉妹篇である。皇宋事實類苑・鶴林玉露・丹鉛總錄・古今事物考・野獲編・十駕齋養新錄・池北偶談・清稗類鈔など約五十種の書物から、目次のみにとどまらず、本文中の重要な項目をも採集して、カード數八萬に達したものを、五十音順に排列したものである。東洋史專攻者、中國學研究者はもちろん、廣く史學・文學部門の方々から、自然科學方面の研究者にも御利用を推めたい。右書御希望の方は本會までお申込み下さい。

東洋史研究會

振替京都三七二八番